

**せせらぎ苑訪問介護サービス
訪問型サービス A 事業
重要事項説明書**

1. 施設の概要

1-1 施設経営法人

法人名	社会福祉法人 甲南会
所在地	滋賀県甲賀市甲南町葛木 8 5 5 番地
代表者の氏名	理事長 森田 則久

1-2 訪問介護

施設の名称	せせらぎ苑訪問介護サービス
施設の所在地	滋賀県甲賀市甲南町葛木 8 5 5 番地
滋賀県知事指定番号	2571400015
管理者氏名	中林美紀江
開設・事業開始年月日	平成 2 6 年 4 月 1 日
サービス提供責任者	竹岡博美
電話番号	0 7 4 8 - 8 6 - 1 0 2 0

1-3 利用施設であわせて実施する事業

事業の種類	滋賀県知事の指定		利用定員	事業開始年月日
	指定年月日	指定番号		
介護老人福祉施設	平成 12 年 4 月 1 日	2571400015	68 人	平成 9 年 4 月 1 日
短期入所生活介護	平成 12 年 4 月 1 日	2571400015	20 人	平成 9 年 4 月 1 日
居宅介護支援事業	平成 11 年 12 月 28 日	2571400015		平成 12 年 4 月 1 日
通所介護	平成 11 年 12 月 28 日	2571400015	35 人	平成 9 年 4 月 1 日

2. 事業の目的と運営方針

1. 事業の目的	・介護保険法に従い、利用者が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として訪問介護サービスを提供します。
2. 運営方針	・事業所は、利用者に対し、ノーマライゼーションと人権尊重の理念に基づき、専門的サービスを提供します。

3. 訪問介護事業状況

3-1 職員体制

令和6年4月1日現在

管理者	1名
サービス提供責任者	1名
訪問介護員等	5名

訪問介護事業と兼務あり

3-2 サービスの内容

営業日 営業時間	月曜日～土曜日ただし年末年始(12月31日～1月3日)を除く 午前8時30分から午後5時30分
サービス提供時間	月曜日から金曜日。ただし年末年始(12月31日～1月3日)を除く サービス提供時間 10時30分から15時まで
サービス内容	① 生活援助 調理・洗濯・掃除・買い物等日常生活上の支援 ※生活援助について、利用者以外に対する調理・洗濯・買い物や利用者の居室以外の清掃は出来ません。
サービス提供に 当たっての留意事項	①サービス提供上必要な場合を除いて、利用者等から現金等(通帳・キャッシュカード・健康保険証・印鑑・有価証券など)をお預かりすることはありません。 ②利用者等の通帳・キャッシュカード・健康保険証・印鑑・有価証券などの保管場所をお聞きすることも有りません。 ※サービス提供時の買い物代行においては小額の現金をお預かりする場合がありますが、その際にはその場で必ず金額等に関する確認・承認をお願いしています。 ③サービス提供のために利用者の居宅において使用する水道、電気、ガス、電話等の費用は利用者のご負担となります。 ④訪問予定時間は、交通事情等により前後する場合があります。

3-3 利用料金

* 支払方法

口座振込 ・ 自動引落 のいずれかになります。

毎月月末に締め切り、翌月15日までに請求通知をさせていただきます。

(自動引落につきましては、毎月27日(休日の場合翌営業日)の引き落とし後に領収書を送付いたします。)

※なお、自動引落についてJA口座以外の場合は、集金代行収納会社が金融機関との間に入ります。

		第1号訪問型サービス (6級地 1単位×10.42円)			
		1割負担	2割負担	3割負担	
訪問型サービス A(I)		184円/回	367円/回	550円/回	(I): 週1~2回の訪問 1回30分未満 要支援1・2・事業対象者
訪問型サービス A(II)		275円/回	550円/回	825円/回	(II): 週1~2回の訪問 1回30分以上1時間未満 要支援1・2・事業対象者
実費	交通費	事業実施地域以外にお住まいの方は、 事業実施地域を超える地点から 20円/1km			
		・ 買い物介助に伴う従業者の移動に伴う費用: 自動車の場合 20円/1km 公共交通機関の場合 実費			

※甲賀市は、地域区分6級地であり、1単位当たり10.42円が適用されます。

4. せせらぎ苑各サービス共通項目

秘密の保持及び個人情報取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所および事業所の職員は、正当な理由がない限り、業務上知り得た利用者及び家族の秘密を保持します。 ・ 事業所は、職員が退職後、在職中に知り得た利用者、利用者の家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。 ・ サービスの提供にあたり、利用者の情報を他の事業者等と共有することが必要となります。そのため、別紙「個人情報の利用目的」により説明し同意を確認します。
サービスの記録	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苑は、各サービスの提供に関する記録を作成し、それを契約終了後2年間保管します。 ・ 利用者または家族からの申し出があれば、9時から17時の間で閲覧できます。
介護サービス計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅サービス計画(ケアプラン)が作成されている場

	合には、それに沿って利用者の個別の介護計画を作成し、それに基づいてサービスを提供します。
身体拘束及び行動の制限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所は、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対し隔離、身体拘束、薬剤投与その他の方法により利用者の行動の制限をしません。 ・ 苑が利用者に対し隔離、身体拘束、薬剤投与その他の方法により利用者の行動を制限する場合は、利用者及び利用者の家族に対し、事前若しくは事後速やかに、行動制限の理由、内容、見込まれる期間について説明します。
体調変化・事故の連絡	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所は、利用者の健康状態が急変した場合は、あらかじめ届けられた連絡先に可能な限り速やかに連絡するとともに主治の医師に連絡を取る等必要な処置を行います。そのために、各サービス利用中の緊急連絡先をお伝えください。
損害賠償	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所はサービスの提供にともなって、苑の責めに帰すべき理由により、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対して損害を賠償します。
事業者の契約解除	<p>次の場合、この契約は解除されます。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① サービス利用料金の支払いが6ヶ月以上滞納された場合 ② 利用者が契約締結時にその心身の状況および病歴等の事項について、故意にそれを告げず、または事実と異なった告知を行い、その結果この契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合 ③ 利用者が故意または過失により事業者またはサービス従業者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行った場合
利用者の契約解除	<p>利用者はいつでもこの契約の解除を申し入れることができます。</p>
契約の終了	<p>次の場合、この契約は終了します。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 利用者が死亡した場合 ② 要介護認定により事業の対象でなくなった場合 ③ 利用者が介護保険施設に入所した場合 ④ 苑が介護保険法に基づく指定を取り消された場合、

	または指定を辞退した場合 ⑤ その他苑がサービスの提供が不可能になった場合
契約に定めのない 事項	この契約に定めのない事項については、利用者または 家族と協議の上、誠実に対処します。

5. 苦情対応窓口等

苦 情 対 応	苦情受付窓口	中林美紀江	
	滋賀県国民健康 保険団体連 合会	滋賀県大津市中央4丁目5番9号 滋賀国保会館 電話077-522-2651 FAX077-522-2625	
	甲賀市 長寿福祉課	滋賀県甲賀市水口町水口6053番地 電話：0748-69-2165	
	社会福祉法人 甲南会 第三者委員	吉川 鐘子 松本佐知子 伊藤 隆一	電話0748-86-4813 電話0748-86-3536 電話0748-86-1480